

## 会 議 録

□全部記録 ■要点記録

1 会議名	第4回特別史跡姫路城跡保存活用計画検討懇話会
2 開催日時	令和2年12月22日（火曜日） 13時30分～15時30分
3 開催場所	姫路市総合福祉会館5階 第1会議室
4 出席者又は欠席者名	<p>（出席者）</p> <p>委員：田中 哲雄（副座長）、上原 真人、麓 和善、村上 裕道、今里 朱美、黒田 美江子、 芳賀 一也、（オンライン参加）窪田 亜矢、藤本 真里</p> <p>オブザーバー：三宅 正明（財務省神戸財務事務所）、甲斐 昭光（兵庫県教育委員会）</p> <p>事務局：観光スポーツ局 柳田、城谷、山瀬、橋本、高島、上田、前田、隈田 教育委員会 森</p> <p>パスコ：翁長、山本</p> <p>（欠席者）</p> <p>委員：西村 幸夫（座長）、今西 珠美</p> <p>※敬称略</p>
5 傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴なし 報道関係 日刊1社
6 議題又は案件及び結論等	<ol style="list-style-type: none"><li>1 開会</li><li>2 挨拶</li><li>3 出席者紹介</li><li>4 議事<ol style="list-style-type: none"><li>（1）保存活用計画（第1章～第5章）原案について<ol style="list-style-type: none"><li>① 修正箇所の説明（事務局）</li><li>② 意見交換</li></ol></li><li>（2）保存活用計画（第6章～第11章）素案について<ol style="list-style-type: none"><li>① 内容説明（事務局）</li></ol></li></ol></li></ol>

② 意見交換

5 次回の開催日程について

6 その他

**7 会議の全部内容又は進行記録** 詳細については別紙参照

1 開会

2 挨拶

3 出席者紹介

●配布資料の確認

会議次第

資料 1 懇話会構成員名簿

- 2 保存活用計画（第 1 章～第 5 章）原案
- 3 保存活用計画（第 6 章～第 11 章）素案
- 4 記載変更箇所一覧表（第 6 章～第 11 章）
- 5 事業実施計画変更箇所一覧表（第 10 章関係）

冊子 「特別史跡姫路城跡整備 基本構想」

冊子 「特別史跡姫路城跡整備 基本計画」

●出席者紹介【資料 1】

資料 1 「構成員名簿」を参照。オンライン参加、窪田委員、藤本委員。

西村委員、今西委員は欠席。今里委員は、12 月 9 日に姫路市議会経済観光委員長に就任し、前任の松岡委員から交代となる。

オブザーバーとして、兵庫県教育委員会文化財課 甲斐課長、近畿財務局神戸財務事務所 三宅統括国有財産管理官。文化庁からのオブザーバーは欠席。

●議事進行にあたって

本日、西村座長が大学の用務のため、やむをえず不在となっております。検討懇話会開催要領の規定により、あらかじめ西村座長より指名されている田中副座長に座長代理を務めていただき、議事の進行をお願いしたいと存じます。

田中副座長よろしく願いいたします。

#### 4 議事（進行：座長代理）

それでは、わたくしが議事を進行いたします。次第に従いまして、「4 議事」に入ります。

##### （1）保存活用計画（第1章～第5章）原案について【資料2】

（座長代理）まず、(1)の「保存活用計画（第1章～第5章）原案について」、これは前回検討した素案に修正を加えたものになりますが、事務局から説明を受けたいと思います。

（事務局）資料2、保存活用計画（第1章～第5章）原案をご覧ください。これは前回の懇話会で、第1章から第5章までの素案の内容をご検討いただき、ご意見をいただきました箇所について、必要な修正を行い、原案として作成したものです。その修正内容につきまして、担当職員から説明します。

（事務局）前回、保存活用計画第1章から第5章の素案をお示しし、ご意見を賜りましたが、それを受けて行った主な修正箇所について説明します。資料2の保存活用計画（第1章～第5章）原案をご覧ください。

まず、第1章については、大きな修正はありません。

次に、第2章についてですが、12ページをお開きください。「第1節 第1項 3 植生」において、「姫山原始林」との記載を「姫山樹林」に改めるとともに、樹木が文化財等に影響を「与える恐れがある」から「与える」に修正し、適切な管理を検討・実施していくことが必要であることを明記いたしました。

35ページをお開きください。「第3節 第1項 指定告示」において、7番、平成24年1月24日付け追加指定について告示文が見つかりましたので追記いたしました。

37ページをお開きください。「第2項 指定説明文とその範囲」について、現在分かる範囲で追加指定の状況を図示しました。

46ページをお開きください。「第5項 1 (1) 特別史跡姫路城跡の土地所有状況」において、概要を図示しました。今後、図中の文字等を整理し、見やすくしたいと考えております。

次に、第3章についてですが、61ページをお開きください。「第2節 姫路城跡を構成する諸要素」において、これまでひとつとなっていた「本質的価値を構成する諸要素」を「姫路城跡を構成する諸要素」と「中世以前に関する諸要素」の2つの要素に分けて分類いたしました。それに伴いまして、65ページと69ページでも同様に記載を2つの要素に分けております。

次に、第4章についてですが、82ページをお開きください。「第2節 第1項 5 植生」、「第2項 5 植生」につきまして、第2章と同様に樹木が文化財等に影響を「与える恐れがある」から「与える」に修正し、適切な管理を検討・実施していくことが必要であることを明記いたしました。

88ページをお開きください。「第4節 第1項 内曲輪」、89ページの「第2項 中曲輪」、「第3項 外曲輪等」において、それぞれ整備イメージを示しておりましたが、第5章の大綱の中でも同じ整備

イメージを示しており、そちらで示すほうが適切であると判断し、第4章での整備イメージの記述は削除いたしました。

最後、第5章については、大きな修正はありません。

図表等に関しましては現在作成中で反映できておりませんが、今後、写真などとあわせて整理してまいります。説明は以上でございます。ご意見等をお願いいたします。

(座長代理) ただ今の事務局からの説明を受けて、ご質問やご意見はありませんか。

(委員) 看板などが写真撮影スポットにあり、撮影の際に支障となっているものもあるため、看板設置にあたっては、位置をずらすなど景観への配慮についても検討をお願いしたい。

(委員) 一番基本的なことですが、これまで姫路城跡は保存管理計画を策定し、運用しています。先般法律の改正で個別の国指定文化財の保存活用計画策定について定められていますが、それに沿う形の策定であるという一文が見当たらないので、この保存活用計画が法律の枠組みとどのように関連しているのかお聞かせ願えますか。

(事務局) 保存活用計画に関して、法改正された内容と整合していないところのご指摘でしょうか。

(委員) 元々、姫路城跡については保存管理計画という形で先行している事例がありますので、それに沿った形で今回の活用計画も作成していることは理解できますが、今まで通りの内容で作成をしていくのか、それとも法律で定められた内容の中で計画をまとめていくのか、記載がないので確認です。

(事務局) 整備基本計画の策定時にかなりの検討を行ったと前任者から引き継いでおりますので、それをベースに足りない部分を追記していく形で考えております。整備基本計画に足りない部分を補い、保存活用計画を改定するイメージです。

(座長代理) 保存管理計画との関連をご質問されていると思いますが、整備基本計画は保存管理計画に則って作られていますよね。

(事務局) そういった面が強いと考えております。

(座長代理) 保存活用計画は保存管理計画とも関連して作られているということでしょうか。

(事務局) はい。

(委員) わかりました。それであれば追記について議論したいと思います。

(事務局) 資料2の3ページに今回の計画の策定について経緯を説明しております。整備基本計画の計画期間が切れることや文化財保護法の改正を踏まえたうえで、今回、保存活用計画に模様替えして策定作業を行っています。委員のご指摘につきましては、丁寧な説明をここに追記していくのはいかがでしょうか。

(委員) はい、そうして頂けるとこの計画が法に基づいて考え直したものという形が見えてきます。独自の計画ではなくて、法律の改正に沿って作り上げてきた計画として位置付けると内容が全く違ったものとなってくると思います。定められた記載事項を網羅する必要があり、これまでと内容が異なる

ってくることも考えられることから確認させていただきました。

(事務局) わかりました。ご指摘の点が分かりやすく伝わるように3ページを修正したいと思います。

(座長代理) 他にありますか。

(委員) 「植生」について、「適正な植生管理の検討、実施が必要である」と記載されていますが、適切な維持管理には何を行うのかについてはどこを見ればわかりますか。適切という表現は正しいと思いますが、内容が問われる部分だと思いますがいかがでしょうか。

(事務局) 伐採等を行うにしても、一概に言えない状況となっております。建物の側にあるのか、離れた場所にあるのかなど、個別に状況や影響を検討して対応していく必要があると考えております。

(委員) 承知しました。その判断をどのようにするのかという点を明確にできるのであれば記載したほうがよろしいかと思えます。個別の判断が合理的な判断基準であるとか、合理的な判断プロセスによって決められていることを確保していることが大切だと思いますので、もう少し踏み込んだ記載にしていければと思います。

(事務局) 承知しました。

(委員) 実は姫路城内は植生管理計画が作成されており、場所や樹種、樹径などを調査しているはずですが、ゾーニングも行って、この外来種に関してはどうするかなどの記述があったと思います。この内容が現在の保存活用計画には抜けていますので、これらを書いて頂ければ植生についてもはっきりしてくると思えますし、取り扱いについても説明できると思えます。確認して頂ければと思います。

(事務局) 事務局から追加説明させていただきます。資料3の137から139ページに植生管理に関する詳しい説明をしております。およそ樹木の取り扱いについての基準について記載しておりますが、委員がご指摘の樹木に関して調査した内容があるという点は抜けておりますので追記したいと思います。

(委員) 2、3年かけて樹木についてのカルテまで作成しており、かつての調査の成果は記載されたほうがよろしいかと思えます。

(座長代理) はい。他によろしいでしょうか。植生管理に関することなど、いくつか出ましたので事務局の方で修正等の対応をよろしくお願いします。次に、(2)の「保存活用計画(第6章～第11章)素案について」、これは計画の後半部分になります。素案を取りまとめた事務局から説明を受けたいと思います。

## (2) 保存活用計画(第6章～第11章)素案について【資料3】

(事務局) 資料3、保存活用計画(第6章～第11章)素案をご覧ください。この計画後半の素案は、前回までの懇話会で検討していただきました内容のほか、計画骨子を踏まえたものになっております。検討事項が多くございますので、まず、第10章以外について旧計画からの変更箇所等の説明させていただいた後、ご議論いただき、次に、第10章に記載している今後の実施事業について、説明させてい

ただき、議論いただきたいと存じます。それでは、担当職員から説明いたします。

(事務局) 計画の前半部に引き続き、原則として整備基本計画を踏襲することといたしておりまして、時点修正や追記を行い、標準構成にない部分については新たに記載することで、資料3の保存活用計画(第6章～第11章)(素案)を作成しております。また、資料4に整備基本計画での記載箇所と修正箇所などを一覧にまとめ、資料5に第10章に記載している今後実施を計画している事業を一覧にまとめております。

一覧表をご覧くださいながら、記載の方向性や主な修正・追記した箇所及び新たに記載した箇所について説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料4をご参照いただきながら、資料3の保存活用計画(第6章～第11章)(素案)100ページをお開きください。第6章は「保存管理」についての記載でございます。

第1節は「保存管理の方向性」でございますが、整備基本計画の第3部 第3章、第4章、第5章に記載のございました「構成要素に対する保存管理の方法」、「現状変更等の取扱方針及び基準」、「特別史跡姫路城跡の指定区域拡大についての考え方」を要約して記載したものとなっております。

100から107ページまでが第2節「保存管理の方法」でございますが、本質的価値を構成する諸要素から植生を削除するとともに、「本質的価値を構成する諸要素」を「姫路城跡を構成する諸要素」と「中世以前に関する諸要素」の2つの要素に分けて記載しております。

107から109ページまでが第3節「現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針と取扱基準」でございますが、こちらに関しては大きな修正はございません。

109から110ページまでが第4節「指定区域の拡大」でございますが、こちらについても大きな修正はございません。

110ページは第5節「公有化等」でございますが、これまでは記載がなかったため、城北(しろきた)地区の民間施設の移転や土塁際に建築されている建物の撤去等を検討していく旨を記載しております。

続いて、130ページまでが第6節「バッファゾーン等の保存管理」でございます。市の景観行政の変化に伴い、「姫路市都市景観形成基本計画」及び「姫路市景観計画」をベースにした記載に変更しております。

131ページをお開きください。第7章は「活用」についての記載でございます。

第1節は「活用の方向性」でございますが、整備基本計画の第5部 第2章に記載のございました「活用の基本方針」を要約して記載しております。続いて、135ページまでが第2節「活用の方法」でございますが、133ページに姫路観光コンベンションビューローの観光地域づくり法人(登録DMO)化、取り組みの推進について追記しております。

136ページをお開きください。第8章は「整備」についての記載でございます。

第1節は「整備の方向性」でございますが、整備基本計画の第5部 第1章に記載のございました「整備の基本方針」を要約して記載しております。

続いて141ページまでが第2節「整備の方法」でございますが、保存活用計画の標準構成に基づき、「保存にかかる整備」と「活用にかかる整備」に分類した記載に改めております。

142ページをお開きください。第9章は「運営・体制の整備」についての記載でございます。

第1節は「運営・体制整備の方向性」でございますが、整備基本計画の第6部 第1節、第2節、第3節に記載のございました「体制整備と役割分担」、「市民参画と協働の推進」、「調査研究体制の充実」を要約して記載しております。

続いて142から144ページまでが第2節「運営・体制の整備の方法」でございますが、観光地域づくり法人について追記するとともに、現況を踏まえ、防災、防犯体制の強化について追記しております。

第10章につきましては後ほど説明させていただきます。

158ページをお開きください。第11章は「経過観察」についての記載でございます。

第1節が「経過観察の方向性」、第2節が「経過観察の方法」でございますが、大きな修正はございません。

第10章を除いた説明は以上でございますので、ここで一旦区切らせていただいて、ご意見等をお願いいたします。

(座長代理) 第6章から第11章の記載の変更点について説明頂きました。質問等ありませんか。

(委員) 143ページの「3 防災及び防犯など保全体制の強化」についてですが、姫路城は世界遺産になってすぐに防災について対応強化を図るということで報告書を作成しております。その中で東消防署だけではなく、防災センターから消防指令へ直接発報するような計画をしていたはずですが、当時は技術レベルが十分ではなく、実効性に欠けるということが判明しました。姫路城は防災の体制についてもレベルの高いところでまとめられていたと認識しておりますが、その記述が抜けていますので気になります。先ほどから国の法律改正に基づいて話しているのは、防火・防犯関係については国が特に細やかに記載するよう指導してきておりますので、その点について記載漏れがあるのが大変気になります。例えば消防計画。救護計画は消防サイドが法令に基づいて計画されている部分とどのように関連するかなど、そのような記載の仕方によって変わってくると想定され、運用の話だけでは済まないと思いますので、計画の位置づけが変わってくるのではないかとこの点からお聞きしております。

(事務局) 世界遺産登録時の防災システムですが直接通報というものも行っておりましたが、当時はアナログ方式でしたので完全なシステムとはなっておりませんでした。現在、防災施設の整備の中でデジタル化を進めており、直接通報のシステムなどを整備することとなっております。防災関連については、東消防署との連携に留まらず、広く記載するほうが良いとのご指摘と認識しましたので、修

正していきたいと思います。

(委員) 途中からの参加で適正な指摘が分かりませんが、「防災や安全性」ということでお聞きします。姫路城の照明についての記述というのが計画の中にありますか。現在、姫路城はきれいにライトアップされていますが、姫山公園や散策する箇所などは新しく照明を整備することは難しい状況です。美しく照らすことは大事ですが、安心・安全を考えるうえでは樹木が茂るなど、普通のライトアップや照明だけでは安心・安全は図れないと思います。姫山公園などは朝早くから市民がラジオ体操などで利用されていますが、今の季節は真っ暗です。市民に親しまれる場所として、安心・安全の観点も踏まえて照明のあり方について検討いただければと思います。

(事務局) 先ほど 143 ページの箇所で委員からご指摘のありました防災・防犯に関してですが、ノートルダム大聖堂や首里城の火災を受けて国の方でも消防庁と文化庁が共同で文化財の防災について力を入れております。前回の姫路城の防災訓練でも消防庁と文化庁から参加がありました。国のそういった動きの中で姫路城の防災の強化を図っていくという記述に工夫させていただきます。

(オブザーバー) 資料 3 の 102 ページですが、前回の議論も踏まえて「本質的な価値」に「中世以前の諸要素」も加えたとなっておりますが、文章が矛盾していますので修正されたほうがよろしいかと思えます。102 ページの下から 2 段落目、「中世以前の諸要素」に関する記事を記載しています。すなわち「本質的な価値」のことを記載しているはずですが「本質的な価値」と共存、調和を図りと書かれております。同じく 103 ページも同様です。

そのほか 110 ページ第 5 節 公有化等について、前計画に記載がなかったため新たに追加したとのことですが、BCD 地区について記載されており、整備基本計画の 85 ページを参照すると「街路遺構及び土塁並びに土塁裾から 6 m 以内での建築物等の整備は原則として行わない」とエリア設定されています。今回公有化のところで街路遺構という言葉が抜けていますがどのようなお考えかお聞かせ願えますか。

(事務局) 「中世以前の諸要素」に関しましてはご指摘の通りだと思しますので、文化財課とも協議しまして適切な表現に修正させていただきます。

公有化等に関しましても以前に具体的に方針が示されていますので、その点を入れながら修正させていただきます。

(委員) 138 ページですが樹木の関連は先ほどから話が上がっておりますが、外来生物でいうと堀の中にミシシippアカミミガメはいないのでしょうか。最近では害をなすことが認識されているので、まとめて捕獲するなどの対策がされています。108 ページには堀の日常的な維持管理の記述がありますが土砂堆積物の除去などのみですので、今後問題点としたほうがよいと思います。外来生物についても記載することを検討いただければと思います。

(事務局) 委員がご指摘のとおり、堀にはアカミミガメ、ブラックバス、ソウギョ、アオウオなど様々



な外来生物がおり、在来生物が減少している状況です。ソウギョ、アオウオなどはコケや水草を食べてくれるなどの理由から過去に放流されておりましたが、生物多様性保全の観点からも対応を検討する必要があると認識しております。ただ、早急に駆除等を行えないとは思いますが、今後対応を検討するというような記載の仕方を考えたいと思います。

(委員) すぐに駆除だというのではなく、検討課題として記載して頂ければと思います。

(委員) 第10章の中に観光地域づくり法人(登録DMO)化推進とあります。大変重要な法人だと思われませんが、どのようなところが核になって、どのように推進していくのかという点をお尋ねしたい。それと活用計画は活用運用するためのしくみが重要だと思います。そうすると第11章の経過観察を考えた場合、総合計画に準じて進行管理を行うとなっていますが、活用計画は総合計画と異なるレベルの計画だと思いますので、多方面からの参画が可能なしくみが必要だと思いますがいかがでしょうか。

(事務局) DMO についてですが、現在姫路観光コンベンションビューローという社団法人がありまして、そこが中心となって観光をベースに地域の活性化を図っていくことに積極的に地域を巻き込みながら取り組む方向性を持っております。これまでは行政が主体となって観光を進めていく傾向が強かったのですが、地域を巻き込んで、姫路城という先人が残した地域資源を活用しながら活性化を進めていこうという組織です。

(事務局) 私からは推進体制についてご説明させていただきます。142ページをご覧ください。142ページから144ページまでが委員が指摘された推進体制について記載しております。

市の総合計画は市役所主体の計画ですが、保存活用計画に関しては姫路市はもとより、国や兵庫県、それから市民と一体となって特別史跡地を保存活用していくものですので、特に143ページに市民協働による文化財の保存活用とまちづくりということで、行政だけでなく市民と一体となって行っていくということを記述させて頂いております。

(委員) DMO に関しては姫路観光コンベンションビューローが中心となるという趣旨でしたが、コンベンションビューローには、プロジェクトをコーディネート出来るような人材がいるのでしょうか。

それと体制ですが、市民協働を謳うのは簡単ですが、どのような体制でやるかという、外の方が見たときにわかるような、このルートで参加すればこの活用計画に参画できることがわかるような組織が必要ではないでしょうか。

(事務局) コンベンションビューローには行政も参画しております。他には地域の商工会議所や経済界の各観光産業の方々によって構成される団体となっております。先ほども申しましたが、現在のところ財源的には行政からの補助というのがかなりの部分を占めており、自主性、自由度が低いという傾向はありますが、今後そのあたりも変えていこうという取り組みで登録DMO化を進めているところです。最終的には自主的に動けるといところが目標となっております。地域の経済界、ボランティアの方も含めて関わっていくという仕組みを現在作り上げているところです。

(事務局) 143 ページ下ですが委員からのご指摘の通り市民とともに事業を行いますと記載していますが、協議会などの組織体を作って皆で進めていくというところまでは記述しておりません。組織体制を作って推進するというような議論も行っておらず、そこまで計画に書ききれなかったというところが正直なところです。

(座長代理) よろしいでしょうか。先ほど飛ばされた第 10 章関係の説明をお願いします。

(事務局) 貴重な御意見ありがとうございました。続いて、第 10 章の説明をさせていただきます。資料 5 をご参照いただきながら、資料 3 の保存活用計画 (第 6 章～第 11 章) (素案) 145 ページをお開きください。

各事業の実施につきましては、短期は 10 年程度、中期は 20 年程度、長期はそれ以降を目標としております。また、資料 5 のオレンジ色のマスが新規事業、青いマスが変更を加えた事業となります。

資料 3 をご覧ください。

第 1 節は「内曲輪」で行う事業でございます。

1 現存建造物の保存管理につきましては、「姫路城大天守保存修理事業」と「姫路城平成中期保存修理事業」を一体化し、「姫路城保存修理事業」に変更しております。

また、「修理見学施設の運営」は、今後も文化財修理技術等の啓発を図る必要があることから「保存修理等の啓発」に変更しております。

146 ページをお開きください。

2 防災・防犯の取組みにつきましては、近年の動向や設備老朽化に対応するため、新たに事業に加えております。

3 三の丸における建造物の復元及び遺構表示につきましては変更ございません。

4 内堀及び御作事所出丸の復元につきましては、動物園移転の進捗に応じて検討を進めるため、「発掘調査及び復元」を新たに事業に加えております。

5 動物園の運営につきましては、本懇話会で移転の方向が示されましたので、移転を具体的に検討するとともに、移転までは策定された管理方針に基づき運営を行うものとして変更しております。

147 ページをお開きください。

6 その他の取組みにつきましては、植生調査と植生管理を一体化しておりますが、概ね継続すべき事業として大きな変更は行っておりません。

7 サインの取扱いにつきましては、統一的な基準を設けて平成 25、26 年度に整備を行ったことから、今後行う必要のある「サインの更新及び充実」に名称を変更しております。

8 文化観光の推進と文化財の保存につきましては、設定した基準に基づく文化財保護、安全確保を継続するため、「適切な見学方法の検討」に変更しております。

148 ページをお開きください。

ユニークベニューHIMEJI プランの推進や姫路城を活用したイベント等の実施を通じて愛城意識の醸成を図るため、「姫路城を活用した事業の実施」を新たに事業に加えるとともに、新しい技術や手法を用いた見学や展示を進めるため、4 番目を「様々な見学手法等の検討」に変更しております。

次に、第 2 節は「中曲輪」で行う事業でございます。

149 ページをお開きください。

1 遺構等の復元及び表示、150 ページの 2 歴史的な景観との調和、151 ページの 3 近代遺跡及び近代化遺産の保存につきましては引き続き行う事業として変更はございません。

4 周遊性の確保につきましては、観光地域づくり法人の形成及び連携を図るため、「観光地域づくり法人（登録 DMO）化との連携の推進」を新たに事業に加えております。

152 ページをお開きください。

5 歴史文化の学習・啓発施設等の整備につきましては、姫路城を中心に据えた学習施設の整備を新たに事業に加えております。

また、堀等の新たな活用方法を検討するため、堀等の水辺空間の整備・活用の検討に名称を変更しております。

6 公共公益的施設等の整備につきましては、姫路東消防署の老朽化に対応するため、防災機能の維持、向上を新たに事業に加えております。

153 ページをお開きください。

また、前計画から 10 年が経過し、施設老朽化にともなう改修等の検討が必要な施設が出始めておりますので、公共公益的施設の整備を新たに事業に加えております。

154 ページをお開きください。

7 駐車施設の再編及び整備について変更はございません。

8 公共公益的施設等の整備（本市以外）につきましては、県道砥堀本町線自転車通行空間の整備について検討を行いたいと県からお伺いしておりますので、新たに事業に加えております。

155 ページをお開きください。

最後に、第 3 節は「外曲輪等」で行う事業でございます。

1 景観計画による規制と誘導

2 都市景観条例による景観形成

156 ページの

3 市民の参画と協働による景観形成

#### 4 公共空間の整備事業

157 ページの

#### 5 眺望景観の保全と創出

#### 6 公共空間の整備事業（本市以外）

事業が完了したものについては削除しておりますが、大きな変更はございません。

説明は以上でございます。第 10 章についてご意見等をお願いしたいと存じます。

（座長代理）第 10 章について説明がありましたでしょうか。

（委員）姫路城が世界遺産になりました時に、姫路市長が文化庁長官とこれから世界の姫路城としてどのような貢献策があるかということで話し合っています。その際に、姫路城を守り続けていくために絶対に必要な技術ということで、姫路城では左官技術の保存・保全について貢献していきたいということと石垣の話をされています。両方とも全国組織の伝統技術保存団体の事務局を姫路市の城郭研究室で担うことになった。そうやって選定保存技術として法律で守られる技術となり、さらにはユネスコの無形文化遺産として伝統建築工匠の技が登録される流れになってきております。姫路市が考えてきたことが連動してきているので、そういった記述がないのは惜しいと思います。

石垣の部分も記述は出てきておりますが、そういった大きなイメージを持ちながら、姫路城のポテンシャルをうまく表現しようとしていた部分がなくなっているのも、その点どのようにお考えか気になります。先ほどの防災の話についても、ノートルダム大聖堂で火災があった時に、姫路城の事例をもって日本は防災体制についてどのように考えているか世界にアピールしています。世界の中でも、未だに姫路城を超えるレベルの防災体制を整えた文化財はないと思っておりますが、その辺の記述もないのもったいない気がします。

もう一点は 146 ページの動物園移転についてです。前回の懇話会での報告の時にも述べましたが、動物園の入園者の年齢層は低年齢の方方で、家族と来られてお城の周辺で楽しく過ごすなど、情操教育の場となっています。そういった機能がなくなるので、その機能の代わりをどうしていくか検討するという事も書くべきではないかと思えます。

（事務局）伝統技術に関しましては姫路城の保存修理を毎年行っており、石垣に関しましては修理計画に基づき、毎年少しでも工事を進めていくことで技術の継承が図られていると理解をしておりますが、文章化はしておりませんでしたので、記述を修正させて頂きたいと思えます。

動物園につきましては移転後どのように活用していくかという点でまだ議論が進んでおりませんが、どのように活用していくか検討するという点についても加えさせて頂きます。

（委員）意見ではありませんが、こぼれ話としてお聞きください。左官のことですが、田口さんという方がテレビ出演されて後継者がいないと放送されましたら、千葉県から当時 18 歳の男性がやってき

て弟子入りしました。現在も頑張っております。暑い日は汗だくになりながら伝統を継承しなければとっておりました。やはり姫路城の左官の技術は素晴らしいと思いますので、ぜひ継承して欲しいと思います。

(委員) 一昨年コンベンションビューローと協力して城内に観光用看板が設置しづらい状況下で、単純に看板を設置するのではなくて、ビーコンを設置することを検討しましたが、コンベンションビューローの組織替えで計画検討も立ち消えになってしまいました。現在ではビーコンにかわる新しい技術があるかもしれませんが、アプリを携帯に入れていれば、名物案内やクーポンの受信などができると思いますし、割と簡単に作れるシステムです。今回計画の中で様々な見学手法の検討とあり、現在でもCGやARなど、様々にやられていますが、あまり利用されていないので、もう少し具体的に新しいアイデアを出してほしい。

もう一点、案内板などが中曲輪、内曲輪にはあるが外曲輪にはないため、観光客に対してどこからが城域なのかわからない。これまでも観光看板の設置をお願いしてきたが、文化財課には予算がない。また設置してもそれを管理する部署がない。計画の中に看板の設置とありますが、予算がないので実行できていない。そこも踏み込んだうえでどの部署がどこにどのような看板を設置、管理するのか検討して頂きたい。

(委員) 今日何度か話題に上がりました防災防犯の体制、取り組みについてですが、非常に簡単に記述されています。先ほど述べられたように、姫路城が全国の文化財の中で、防災防犯面において手本になるような取り組みを行っていることが具体的にわからない。どのような設備があるかや老朽化の状況なども踏まえて、防災のガイドラインも昨年末に発表されていますので、比較しながら具体的に記述してほしい。

維持向上についても、146 ページには「設備の設置・更新や新しい技術の導入防災・防犯体制の整備などを行い」とありますが、具体的に姫路城の状況がこれだけではわからないので、現状を正しく評価したうえで、今後どのようにしていくか記述したほうがよいと思います。

(事務局) 姫路城の防災体制は整備した当時は他に類を見ない、これまで文化財ではできないと思われていたものを実現しているということで非常に驚いたところです。現在設備の更新に取り組んでいますが、その更新の中で新しい技術などを取り入れております。近年、防犯技術は日進月歩です。AIを活用したカメラなどがそうですが、技術的に取り入れていきやすいものと認識しております。

火災に関しては姫路城独自の文化財に適した技術を採用しており、他と比べても劣ることはないと思っております。姫路城の設備も防災ガイドラインに沿った整備を行っており、過去にどのようなものが作られて、これからどのように更新していくかをきちんとわかりやすい形で丁寧に記述するものにしたいと思います。

(座長代理) 委員の皆様から様々な意見が出ましたのでこれらの意見を踏まえて、次回の懇話会まで

に修正してください。それでは次回の開催日程について事務局からお願いします。

#### 5 次回の開催日程について

次回の開催日程がまとまらないため、改めて調整

#### 6 その他

(座長代理) 委員の皆様から他にご意見があればどうぞ。

(委員) 資料の右上に日付を記載してほしいと思います。同じ種類の資料が多いので最新のものがわかりづらくなりますのでよろしくお願い致します。

(座長代理) 委員の皆さんから出されたご意見等を参考に、今後の策定作業を進めてください。本日の議事は終了いたしました。これで第4回特別史跡姫路城跡保存活用計画検討懇話会を終了したいと思います。

(事務局) 長時間ありがとうございました。ご意見を反映し、次回の懇話会でお示ししたいと思います。